

**桶川市小規模事業者等支援給付金支給申請書に係る宣誓・同意書**

桶川市小規模事業者等支援給付金の支給申請に当たり、下記の内容について宣誓又は同意します。

記

- 1 支給対象者の要件を満たしていること。
  - (1) 桶川市内に本社・本店（事業本拠地）のある小規模事業者（常時使用する従業員数20人以下（商業・サービス業にあっては5人以下））であること。
  - (2) 2019年（平成31年及び令和元年。2020年創業特例者は2020年3月）以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年（令和2年）1月（2020年創業特例者は4月）から支給申請する月の前月の間で、1か月当たりの収入金額が前年同月比（2020年創業特例者は事業を開始した月から3月までの平均月收入比）で5%以上50%未満収入が減少している月（対象月）があること。
- 2 不支給要件に該当しないこと。
  - (1) 2020年（令和2年）1月（2020年創業特例者は4月）から支給申請する月の前月の間で、1か月当たりの収入金額が前年同月比（2020年創業特例者は事業を開始した月から3月までの平均月收入比）で50%以上減少している月がある。
  - (2) 法人の場合は、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - (4) 宗教上の組織又は団体
  - (5) 政治団体
  - (6) 桶川市暴力団排除条例（平成24年桶川市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団
  - (7) 既に桶川市小規模事業者等持続化支援事業給付金の支給を受けた者
  - (8) (1) から (7) までに掲げる者のほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- 3 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 4 市の関係書類の提出依頼、経営状況のヒアリング、アンケート調査等に応じること。
- 5 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと。
- 6 申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和2年10月30日までに申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意すること。
- 7 桶川市小規模事業者等支援給付金支給要綱に従うこと。

令和2年 月 日

桶川市長

住 所 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印